

苫小牧市住吉コミュニティセンター 使用のきまり

【センターの事業等】

1. 設置目的

苫小牧市住吉コミュニティセンターは、地域住民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉、健康等の増進を図り、人間性豊かな近隣社会の形成に寄与するため設置された施設です。

2. 事業

- (1) コミュニティ活動のための場の提供
- (2) 各種講習会、後援会開催等の文化活動
- (3) 児童、老人等の福祉活動
- (4) 体育、スポーツ及びレクリエーション活動
- (5) その他コミュニティ活動

【センター使用のきまり】

3. 使用者 原則として、苫小牧市民に限る。

4. 開館時間

午前9時から午後9時までとする（図書室は午前9時から午後5時まで）。

※小中学生の利用時間は、「児童・生徒生活のきまり」の通りとする。

ただし、保護者同伴の時は、午後9時までとする。

5. 休館日

- (1) 12月29日から翌年の1月3日まで。
- (2) その他、施設・設備等の点検の為、休館する場合があります。

6. 使用の許可・受付

下記のとおりとする。

利用区分	事前に	当日は
団体使用(各部屋・体育館)	許可申請と使用料(暖房料)の納入 (使用予定月の6ヶ月前～ 使用予定日の3日前まで)	窓口にて使用許可書の提示
個人使用(体育館一般開放)	—	窓口にて受付
個人使用(集会室60才以上無料開放スペース)	—	窓口にて受付

7. 使用料等

- (1) 集会室・体育館・講習室(A・B・C)・工芸室・和室を専用する使用者は、使用料を前納しなければならない。
また、10月15日から翌年の5月15日(気象の状況等により変更の場合がある)において、上記の施設を使用する場合は、規則で定める暖房使用料を納入しなければならない。
※既納したものは、規則により返金できる場合があります。返金できない場合もありますのでご了承ください。
- (2) 使用料の全部、または一部の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書を提出しなければならない。

9. 使用を許可しない場合

※次に該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害する恐れのあるとき。
- (2) センターの施設、設備、備品等を毀損し、または滅失の恐れがあるとき。
- (3) 営利を目的とした講習会、学習会、教室、販売行為、その他これに類する行為及び企業による使用と認められるとき。
- (4) 政治活動・宗教活動と認められるとき。
- (5) 冠婚葬祭と認められるとき。
- (6) 個人使用の施設を団体で使用するとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- (8) その他センターの管理運営上不適切と認められるとき。

10. 使用にあたっての留意事項

- (1) センターを団体使用するときは、使用許可申請書を必ず事務局に提出し確認を受けてから使用してください。
- (2) 許可を受けた目的以外にセンターを使用し、またはセンターを使用する権利を他人に貸したり譲ったりしないでください。
- (3) 使用取消の際は、必ず事務局に連絡し所定の手続きをしてください。
- (4) 許可を得ないで使用場所を変更しないでください。
- (5) 使用時間を厳守すること(準備と後片付けに要する時間は、使用許可時間に含まれます)。
- (6) 使用後は必ず、使ったものは元に戻し、清掃を済ませて使用の報告をしてください。
- (7) 酒・アルコール類を飲用しないでください。
- (8) 指定された場所以外での喫煙、または火気の使用をお断りします。
- (9) 持込物品は必ず持ち帰ってください。
- (10) 各室での飲食はできません。
- (11) 泥酔者・感染症の疾病にかかっている方・動物を連れまたは他人の迷惑となるような物を携帯している方・その他管理運営上不適切でないと認められた方は、入館を拒否し、または退館を命ずることがあります。
- (12) 設備、その他備品等を毀損したときは、やむを得ない場合を除き使用者に損害を賠償していただきます。
- (13) センター駐車場内の交通事故には責任を負いません。
- (14) その他当方に瑕疵のない事故には責任を負いません。
- (15) その他係員の指示した事項に従ってください。

11. 使用許可の取り消し、条件の変更、または使用を停止する場合

- (1) コミュニティセンター条例、またはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用許可の申請に不正があったとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条6号に規定する暴力団員の利益になると認められるとき。
- (5) センターの管理運営上支障があるとき。

指定管理者 特定非営利活動法人ワーカーズコープ
苫小牧市住吉コミュニティセンター